

町内の各投票場所

投票区	投票所	区域
第1	津別町生活改善センター	幸町・本町・旭町1.2.3 豊永1.2.3.4・高台1.2 下美都・上美都・上里 恩根中央・恩根1
第2	町立津別保育所	新町・西町・東町・柏町 緑町1.2.3・下最上・上最上 達美・達美町・西達美
第3	共和地区集会所	共和1.2.3.4
第4	活汲地域農業研修センター	活汲中央.1.3・東岡・岩富
第5	本岐地域農業研修センター	本岐市街・本岐第2・双葉 沼沢・木樋・大昭・二又
第6	相生公民館	相生中央・相生第2・布川
第7	達美地区農業集会所	高台町・東達美

# 参議院選挙の投票日は 7月の予定です！

現在、7月11日を投票日として準備が進められています。  
投票日当日に投票できない方は「期日前投票制度」がありますので、この制度を利用して、  
棄権しないようにしましょう。

お知らせする内容は、7月11日を投票日とした場合の日程となっております。  
投票日の変更があった場合、あらためてお知らせいたします。

## 投票のできる人

今回の参議院議員選挙において  
津別町で投票できる人は、次の①  
と②の条件を満たす人です。

- ①平成22年3月23日までに津別町  
に住民登録をし、引き続き町内  
に住んでいること。
- ②平成22年7月12日までに生まれ  
たこと。

なお、平成22年4月12日以降に  
他の市町村から転入された方につ  
いては、後に説明します。

## 最初は選挙区から投票です

今回の投票は、従来どおり北海  
道選挙区選出議員選挙(選挙区)を

また、体の不自由な人について  
は、付添いの人も投票所に入るこ  
とができます。

## 期日前投票は7月10日 まで実施します

期日前投票は、投票日の当日に  
仕事や旅行、やむを得ない事情で  
投票できない人が事前に投票を済  
ませておく制度です。手続きも簡  
単ですので、棄権しないよう、ぜ  
ひこの制度を利用してください。  
期日前投票の期間は、6月25日  
から7月10日までの毎日です。時  
間は午前8時30分から午後8時ま  
です。投票する場合は、入場券

## 次に比例代表の投票です

選挙区の次は、比例代表選出議  
員選挙(比例代表)の投票です。比  
例代表の受付で「入場券を渡し、  
白色の比例代表投票用紙を受け取  
ります。ここでの記載は、非拘束  
名簿式ですので「候補者氏名」ま  
たは「政党その他の政治団体の名  
称」のいずれかを記載します。  
投票の順序は、下の図のとおりで  
す。記載所の氏名掲示や投票用紙

を持って町選挙管理委員会(議事  
堂1階の町民懇談室)までお越し  
ください。

## 長期出張者・入院者の方は 不在者投票をお願いします

長期間出張などで町外に在住し  
ている場合は、告示前でも不在者  
投票の請求(投票用紙の取り寄せ)  
ができます。この請求の後、公示  
の翌日以降は滞在先の最寄りの市  
町村選挙管理委員会(不在者投票  
が行えます。なお、不在者投票用  
紙の交付などはすべて郵便でのや  
り取りとなり、日数を要しますの  
で、早めに請求をしてください。

また、不在者投票指  
定病院や老人ホームな  
どに入院・入所してい  
る場合も、その施設内  
で不在者投票ができま  
すので、早めに施設長  
に申し出てください。  
なお冒頭にふれま  
した他の市町村から  
転入され、3カ月に  
満たない方も、転入  
前の市町村又は津別  
町で不在者投票をす  
ることが出来ます。  
詳しくは選挙管理委  
員会にお尋ねくださ  
い。

の注意書きなどをよく見て投票し  
ましょう。

## 入場券を持参してください

入場券は、選挙人の確認書であ  
り、受付や投票用紙交付の際の整  
理券ともなりますので、必ず持参し  
てください。忘れた人は再交付の  
手続きが必要ですので、受付で申  
し出してください。入場券が届かな  
かったり、氏名や住所など記載内  
容に誤りがありましたら、直ちに  
選挙管理委員会にご連絡ください。  
**投票時間は午後6時までです**  
投票当日の投票時間は、町内全  
投票所とも午前7時から午後6時  
までで、2時間短縮されています。

## 即日開票で行います

開票は、午後8時から中央公民  
館で行います。参観は自由で、参  
観人名簿に住所・氏名を記入の  
上、所定の場所で参観願います。

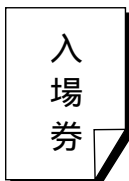
## 重度障害の人は、 自宅で投票も可能です

身体に重度の障害があるため、  
投票所へ行くことのできない人は、  
自宅で投票することができます。  
利用される人は、選挙管理委員  
会から事前に「郵便等投票証明書」  
の交付を受ける必要があります。  
既に交付を受けた人は有効期限内  
かどうか、お確かめください。な  
お、次の①から③までのいずれか  
に該当する人が対象となります。  
①身体障害者手帳をお持ちで、  
両下肢などの障害で、1級また  
は2級の人  
②内臓機能障害で、1級または3級  
の人  
③免疫障害で、1級から3級までの人  
④戦傷病者手帳をお持ちで、  
両下肢などの障害で、特別項症  
から第2項症までの人  
⑤内臓機能の障害で、特別項症か  
ら第3項症までの人  
⑥介護保険の要介護状態区分が、要  
介護5の人



## 最初に選挙区から投票をします


**選挙区の受付**



受付で入場券を提示します

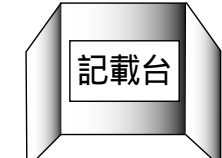
**投票用紙の交付**

選挙区(薄い黄色)の投票  
用紙をもらいます




入場券は持ったままです

**選挙区に記載**



候補者名を書きます

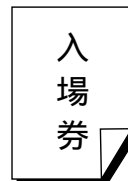
**投票**



入場券は持ったままです

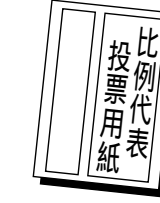
## 次に比例代表の投票をしてください

**比例代表の受付**



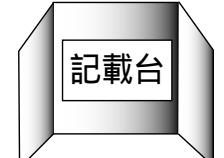
入場券を渡します

**投票用紙の交付**




比例代表(白色)の投票  
用紙をもらいます

**比例代表に記載**



候補者名または政党その他の  
政治団体の名称を書きます

**投票**



終わりです

## 投票の順序

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで  
議会議事堂1階・町民懇談室 ☎76-2155 (内線286・333)